

2026 年 8 月

家電リサイクル法に伴うエアコン処分について

お客さま 各位

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、エアコンの処分費につきまして更新内容がございますのでご通知申し上げます。

エアコンは「家電リサイクル法」の対象製品であり、家庭や事務所で使い終わったものを普通ごみや粗大ごみとして捨てることはできません。

使用済みのエアコンは、小売店や指定引取場所などを通じて、メーカーが法律に基づき適切にリサイクルします。

これにより、金属などの資源を有効に使い、廃棄物の量を減らすとともに、フロンガスの適正処理によって環境への負荷を減らすことを目的としています。

今後、撤去したエアコンを処分する場合には家電リサイクル料金と収集運搬費が必要となります。

家電リサイクル料金の価格は家電製品協会のホームページに記載してあります。

【家電リサイクル料金】(例) 2026 年 8 月現在

- ・ダイキン工業 550 円(税込)
- ・パナソニック 550 円(税込)
- ・東芝ライフスタイル 550 円(税込)
- ・シャープ 990 円(税込)
- ・三菱電機・三菱重工冷熱 990 円(税込)
- ・日立グローバルライフ 990 円(税込)

※この他に振込手数料と申請手数料がかかります

【収集運搬費】

- ・エアコン 室内機・室外機 1 台 4,620 円(税込)

ご不明な点がございましたら、各営業担当者までご連絡ください。

株式会社大和興産 管理営業部 メンテナンス課
(直通) 082-830-2803